

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【公表番号】特表2013-535275(P2013-535275A)
【公表日】平成25年9月12日(2013.9.12)
【年通号数】公開・登録公報2013-050
【出願番号】特願2013-521837(P2013-521837)
【国際特許分類】
 A 6 1 F 2/966 (2013.01)
【FI】
 A 6 1 F 2/966

【手続補正書】
【提出日】平成26年6月20日(2014.6.20)
【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】

【請求項1】

ステントを経皮的に配備するためのデリバリシステムであって、
内部シャフト組立体と、
前記内部シャフト組立体に結合され、前記ステントに選択的に係合するように構成されたアタッチメント機構と、

前記内部シャフト組立体上を摺動可能に設けられ、前記アタッチメント機構に係合した前記ステントを収縮状態で収容するように構成されたデリバリシースカプセルと、を備え、

前記アタッチメント機構は、前記デリバリシースが後退させられたときに前記内部シャフト組立体に対して枢動するようになっている、
ことを特徴とするデリバリシステム。

【請求項2】

前記アタッチメント機構は、前記内部シャフト組立体に結合されたケーシングと、前記ケーシングに結合したラグとを有し、前記ラグは、前記ケーシングおよび前記内部シャフト組立体に対して枢動するようになっている、
請求項1に記載のデリバリシステム。

【請求項3】

前記ラグは、前記ステントに係合するように構成された2つの指部を備えている、
請求項2に記載のデリバリシステム。

【請求項4】

前記ラグは、支持チューブ上に位置決めされたスロットを有し、前記支持チューブは前記ステントを支持する、
請求項2に記載のデリバリシステム。

【請求項5】

前記アタッチメント機構は、前記ケーシングを前記ラグに結合させるアクスルをさらに備えている、
請求項2に記載のデリバリシステム。

【請求項6】

前記アタッチメント機構が、

前記内部シャフト組立体に結合されたケーシングと、
前記アクスルおよび前記ケーシングに対して枢動可能なラグであって、ステントに係合するようになっている指部を有しているラグと、を備えている、
請求項 1 に記載のデリバリシステム。

【請求項 7】

前記ケーシングは、前記内部シャフト組立体に係合するように構成されている締結要素を備えている、

請求項 6 に記載のデリバリシステム。

【請求項 8】

前記ケーシングは、キャビティを有し、さらに、前記ラグは前記キャビティ内に配置されている、

請求項 6 に記載のデリバリシステム。

【請求項 9】

前記ラグは、前記デリバリシステムの支持チューブを内部に収容するようになっている楕円状スロットを備えている、

請求項 6 に記載のデリバリシステム。

【請求項 10】

前記ケーシングを前記ラグに結合させるアクスルをさらに備え、前記ラグは前記アクスルを中心に枢動するようになっている、

請求項 6 に記載のデリバリシステム。